

公 示 日 : 2022 年 7 月 27 日 (水)

調達管理番号 : 22a00349

国 名 : パキスタン

担 当 部 署 : パキスタン事務所

調 達 件 名 : パキスタン国投資環境整備アドバイザーⅣ業務

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 投資環境整備アドバイザー
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 9 月上旬から 2024 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 13.00、国内 1.00、合計 14.00
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 7 日、現地業務 90 日
  - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日
  - ・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日
  - ・ 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日
  - ・ 第 5 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日、帰国後整理期間 5 日
- 本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 20% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 20% を限度とする。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年8月10日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年8月23日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	投資環境整備に係る各種業務
対象国及び類似地域	パキスタン及びアジア地域
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

外国直接投資は産業の高品質化・高付加価値化にとって極めて重要な役割を果たすが、パキスタンの外国直接投資額は長期的に伸び悩んでいる。2004年に10.6億ドルと10億ドルを突破して以後、2007年に過去最大の54.9億ドル、2008年も53.9億ドルに至ったものの、2009年は21.6億ドルへと大幅に減少、その後も10億ドル～25億ドルのレンジで増減を繰り返しており、2019年は22.2億米ドル、2020年は21億ドルにとどまっている。業種別には、石油・ガス、電力、金融サービスや通信サービスへの投資割合が高く、国内生産力の強化に直結する製造産業の投資は散発的である。また、パキスタン国内市場開拓を目的とする投資が多く、輸出志向型の投資はあまり見られない。

パキスタン政府は経済成長率の向上を図るための重点課題の一つとして、2020年8月に「投資促進戦略 2020-2024」を策定し、①繊維、②食品・農産品、③情報通信、④自動車、⑤物流を重点セクターとして、外国直接投資の促進に取り組んでいる。投資インセンティブに関しては、経済特区(Special Economic Zone:SEZ)や輸出加工区における投資に対し、一律または業種別に関税・法人税等の減免が行われている。また、投資関連制度・手続に関しても、2017年から世銀の「Ease of Doing Business: EoDB)」のランキング向上に向けて取り組みを進めてきている。2020年には、法人設立、建築許可、電力事情、不動産登記、納税、輸出入の6分野における改革が高く評価され、EoDBの総合ランキングが前年の136位から108位へと大幅に躍進し、最も改善が進んだ国トップ10のうちの1カ国に選出された。産業インフラ面では、中国パキスタン経済回廊(China-Pakistan Economic Corridor: CPEC)事業等により経済特区(SEZ)の整備を進めている。

しかしながら、外国企業から見たパキスタンの投資環境には、いまだ課題が多い。投資関連制度・手続面では、連邦及び各州において多数の省庁・部局・機関が個々の制度・手続を管轄しており、一元的窓口としてのワンストップサービス(One Stop Service : OSS)体制が未だ整備されていないため、制度・手続に関する情報収集や許認可の取得が極めて煩雑な状況にある。投資手続のオンライン化も個別に進められているものの、事務フローや情報システムの面で改善の余地が大きい。また、税還付の遅延や様々な名目による実質的な税負担が進出企業にかかっており、その他外貨送金にかかる制限も厳しく、投資インセンティブの面でも問題を抱えている。産業インフラ面では、経済特区(SEZ)内であっても進出企業のニーズに応じたタイムリーな施設整備・サービス提供が関係機関・公社等によって行われず、進出企業自身の負担・努力により対応せざるを得ないケースが生じている。

こうした状況において、JICAはこれまで投資環境整備アドバイザーⅠ～Ⅲを連邦投資庁(Board of Investment :BOI)に派遣し、投資関連制度や手続についての情報整理と当該情報の投資家への提供、投資インセンティブに係る課題の改善に向けた助言、同

アドバイザーⅢでは、第三国の OSS 事例の紹介等を実施し、OSS をはじめとした外国直接投資(Foreign Direct Investment: FDI) 誘致のための手続き面での整備の必要性を提言してきた。しかし、現在の BOI には、投資促進に精通している人材が少なく BOI の施策立案・実践力も不十分な状況にある。

また、JICA は 2020 年度に「投資環境整備セクタープログラム形成にかかる情報収集・確認調査」を実施し、パキスタンのマクロ経済改善に向け、特にパキスタンの投資環境整備と企業の生産性や競争力にかかる現状と課題を整理するとともに、本調査結果を踏まえ日本企業を含む外国企業による将来的な投資の活性化を目的として、取り組むべき事項を JICA 支援案としてまとめた。本調査において、パキスタン政府が企図する同国の産業とりわけ製造業育成のためには外資による国内製造業の技術力の底上げが必要で、そのためには FDI 誘致に向けた外国企業から見た投資環境の改善の必要性が指摘され、特に改善が求められる投資環境の要素として SEZ 制度が挙げられた。こうした課題に対する JICA の支援として、FDI 誘致のための投資促進、FDI の受け皿となる国内産業の育成に向けた政策支援の協力可能性が示され、候補となる支援対象機関として引き続き、投資促進を担う BOI が挙げられた。本調査では、現状の BOI は本来の投資促進機関として十分に機能しているとは言い難いとして、支援にあたっては、タイの投資庁に見られるような政府部内での権限強化を含む、投資促進の要となる組織機能強化、及びそれを実現するための職員の能力向上といった、組織全体を包括的に強化するための協力活動の必要性が挙げられた一方、具体的な支援対象として、投資誘致のためのプロモーション活動や、SEZ 制度といった個別の BOI 機能の見直しや強化に向けた支援の方が取り組み易く、成果が継続的に活用される可能性が高いため、支援対象として適切であると報告された。

上記のとおり、本調査での整理・成果、および投資環境整備アドバイザーⅢ派遣後の BOI の状況を踏まえ、引き続き、投資環境整備アドバイザーを BOI へ派遣し、外国企業から見た投資環境の実質的な改善に取り組むとともに、投資環境の改善を踏まえた効果的な投資誘致活動が行われるよう、BOI への助言・支援及び能力強化を行うものである。

以上を踏まえパキスタン政府は、OSS 提供体制の構築をはじめとする FDI 誘致に向けた投資環境整備にかかる技術的支援を行う投資環境整備アドバイザーⅣを要請した。

## 7. 業務の内容

本業務は、個別専門家派遣を通じ投資環境整備に係るカウンターパート機関(以下、「C/P 機関」という)の能力向上支援を行ない、以って、投資促進にかかる課題や施策が整理・共有されることにより、日・パキスタン間の投資、日系企業のパキスタン進出が促進され、同国の経済成長に寄与する政策実施強化に資することを目的とする。

具体的には、本業務従事者は、BOI を C/P 機関とし、同庁 FDI 誘致担当官及び連邦歳入局、パンジャブ州政府関係機関(同州歳入局、投資庁等)、シンド州政府関係機関(同州歳入局、投資庁等)、商業省、産業省等を主要な関係機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 機関及び関係機関とともに OSS 提供体制の構築、SEZ 内の施設整備・サービス提供ならびに税制、外貨送金、投資インセンティブ等投資関連制度・手続きの改善・整備、さらに日本企業をはじめ外国企業にとってのビジネス機会の顕在化のために、各産業セクターや製品カテゴリー毎の市場調査の実施に関する技術的指導・助言を行う。2022 年 9 月～2024 年 8 月までの間にシャトル型で本アドバイザーを派遣することとし、合計 5 回の渡航を想定する。なお、以下の業務を通じて、C/P 機関を始めパキスタン政府側のオーナーシップを引き出しつつ、能力強化を図っていくよう留意する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2022 年 9 月中旬～2022 年 9 月下旬)
  - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、パキスタン政府作成の関連報告書等を参照し、パキスタンの投資環境の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力(特に「投資環境整備アドバイザーⅢ専門家(2017 年 9 月～2021 年 2 月)」の活動)の概要を把握・分析する。
  - ② 既存文献から他のアジア諸国、特に、C/P 機関が強い関心を寄せるバングラデシュとインドネシアにおける投資関連制度、OSS 提供体制、SEZ の制度的枠組み・実施体制と免税・減税等のインセンティブ、各種許認可におけるリスクベースアプローチ(事業のリスク(例:安全、健康、環境、資源利用など)度合いに応じた許認可)による審査手法の導入状況等について事例を収集する。
  - ③ 日本パキスタン経済委員会を所管する日本商工会議所国際部を訪問し、同委員会の運営状況や投資環境改善に向けた同委員会による要望事項等について情報を収集する。
  - ④ JICA パキスタン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
  - ⑤ ワークプラン(英文)を作成し JICA パキスタン事務所による確認ののち JICA パキスタン事務所ならびに JICA 南アジア部に提出する。
- (2) 第 1 次現地業務期間 (2022 年 9 月下旬～2022 年 12 月下旬)
  - ① 投資関連制度・手続面における連邦及び各州関係機関の管轄業務とその内容、FDI に求められる許認可申請の手順、OSS 提供体制、SEZ 等の立地インセンティブの運営および開発状況等についての現状を C/P 機関及び相手国関係機関へのインタビューを通じて情報収集を行い、パキスタン政府の FDI

誘致施策とその実施状況を把握するとともに、国内準備期間において収集した他のアジア諸国の事例との比較、検討を行う。なお、各州の現状把握においては、パンジャブ州、シンド州をはじめとする州政府投資庁等の関係機関からも情報を収集すること。

- ② 日系企業商工会、他国企業商工会、世界銀行等の他ドナー及び既存の SEZ への入居企業を訪問し、許認可申請等の手順や SEZ 内のインフラ整備状況と提供サービス、投資インセンティブの実情等に係る意見、要望等を聴取しながら日本企業をはじめ FDI が直面する問題を把握するとともに、投資環境整備アドバイザーⅢの支援によって抽出されたパキスタン(以下、「パ」)国の投資環境整備政策における各々の課題のうち依然解決されていないものを把握する。
- ③ 日系企業商工会（カラチ(毎月開催)、イスラマバード(隔月開催)の定期会合に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。
- ④ SEZ 法および SEZ 関連法規における許認可に係る各業務の内容と手順、手続きに要する日数、ならびに SEZ に係る連邦政府、州政府各機関による業務管轄と IT ソリューションの導入状況、当該業務における重複の有無等を調査する。そのうえで、C/P 機関内に SEZ に係る許認可事務を一元的に提供する OSS センターを新たに開設する場合に、必要となる現行法制度等の改訂内容ならびに迅速な許認可業務の提供に向けたリスクベースアプローチによる審査手法の導入策を他のアジア諸国の事例を参照しながら調査・分析する。本取り組みを通じて、SEZ の活用を検討する FDI に対し円滑な行政サービスが提供されるための法制度、提供体制、手続きの手順、許認可における審査手法等の改善・整備を図れるよう C/P 機関を支援するとともに、一元的な OSS 提供体制の構築に必要な IT ソリューションの活用策について C/P 機関へ助言を行なうための調査を実施する。本調査は、法制度、OSS 提供体制、リスクベースアプローチによる審査手法の導入策の調査・分析にかかる部分と、C/P 機関内への一元的 OSS 提供体制の構築に必要な IT ソリューションの活用策の分析にかかる部分の二つのパートに分けて実施するものとする。本調査・分析においては、JICA パキスタン事務所と協議のうえで必要に応じて、JICA パキスタン事務所が管理する在外事業強化費を用いた現地業者への委託調査を行う。
- ⑤ C/P 機関の能力強化支援のために、C/P 機関の幹部、実務担当官を対象とした第三国視察ミッションの企画、準備を行う。実施時期は第 2 次現地業務期間内ならびに第 3 次現地業務期間内にそれぞれ一回とし(2023 年 2 月と 6 月を想定)、参加者は各回 4 名程度、期間は移動日を含めて各々 7 日を目安とする。

視察の時期、内容については JICA 南アジア部、パキスタン事務所ならびに視察国所在の JICA 事務所と事前に打ち合わせ、確認を得るものとする。視察先は、第 2 次現地業務期間内にバングラデシュ、第 3 次現地業務期間内にインドネシアを想定しており、IT ソリューションの活用を含め投資認可業務の迅速化を図る OSS 提供体制と実施状況、許認可にかかる審査手法等、FDI 誘致活動のベストプラクティスを考察し、「パ」国への導入方法と FDI に対し提供が望まれるファシリテーションサービスの内容、さらに既存の同サービスの改善策等を把握することを実施目的とする。

- ⑥ JICA 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内作業期間（2023年1月中旬）

- ① 上記の業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する日本国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。

(4) 第 2 次現地派遣期間（2023 年 1 月下旬～2023 年 3 月下旬）

- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
- ② 第 1 次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
- ③ 第 1 次現地業務時に立案した第三国視察ミッション（対象国はバングラデシュを想定）を実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察先として想定する相手国政府機関、JICA の当該国事務所、日本商工会、ジェトロ、SEZ 運営機関・企業等との面談において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。
- ④ 日本企業の投資誘致ならびに同誘致に繋げるための日本パキスタン両国企業間のビジネスマッチングを目的とした、「パ」国から日本へのビジネスミッションを企画する。時期・内容・参加者等を検討し、C/P 機関及び「パ」国関係者と協議・調整の上で素案を作成する。時期は第 4 次現地業務期間中を想定し、同期間中に日本国内において、繊維はじめ「パ」国政府が掲げる優先セクター分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであればこれに合わせる形で

日程を検討するとともに、当該セクターを所管する「パ」国関係機関および企業等の参加を奨励・支援する。渡航・滞在費については原則、パキスタン政府、民間経済人ともに「パ」国政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。ミッション中に展示会等へのブース出展やセミナー等の独自イベントを開催する場合、その費用は JICA 負担とすることを想定する。また、本ミッション時には、計 2 回の本邦における投資セミナーを開催または共催することとし、会場経費等関連経費については JICA 負担とすることを想定する。同投資セミナーにおいては、ミッション参加者からの「パ」国のビジネス、投資環境等についてのプレゼンテーション実施の支援を行なう。加えて、本アドバイザーから現地業務期間に得られた調査結果を整理し、プレゼンテーションを行なうことを想定する。同セミナーについては、半日のプログラムを目安とし、1 回あたり 50 名程度の参加を得ることを想定する。ミッション中に展示会等に出展する場合は、同展示会場内（会議棟など）で本セミナーを実施し、同展示会への来場者らを参加対象に当該セクター向けの FDI 誘致施策、投資インセンティブ、当該セクター向け SEZ の概要等を中心としたプレゼンテーションを行うことも検討すること。

- ⑤ 「パ」国向け投資に関心を有する日系企業からの投資相談に対応するとともに、各種許認可や投資インセンティブ、SEZ への入居を所管する政府機関との面談機会をアレンジする。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(5) 第2次国内作業期間（2023年4月上旬）

- ① 第 2 次現地派遣期間までの業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。

(6) 第3次現地派遣期間（2023年5月中旬～2023年7月中旬）

- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
- ② 第2次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。



- ③ 第1次現地業務時に実施した C/P 機関内への一元的 OSS 提供体制の構築に係る調査結果を C/P 機関に報告するとともに、同体制の構築に向けた制度、組織、人材、IT 環境面等における課題を分析する。
- ④ 第1次現地業務時に立案した第三国視察ミッション（対象国はインドネシアを想定）を実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察先となる相手国政府機関、JICA の当該国事務所、日本商工会、ジェトロ、SEZ 運営機関・企業等との面談において視察目的がより効果的に達成されるよう議事進行等のコーディネートを行う。
- ⑤ 「パ」国から日本へのビジネスミッションにつき、第2次現地業務で作成した素案を、「パ」国の当該セクターとのビジネス・投資マッチングに関心のある日本の機関・団体・組織・企業等に提示、意見、関心具合等を聴取するとともに、「パ」国関係者と連絡・協議を行ったうえで実施案を作成し、参加募集を含めて実施のための調整を行う。本ビジネスミッション時に展示会等にブース出展する場合は、同展示会主催機関等との調整ならびに展示製品やプロモーションツールの制作等について C/P 機関及び関係機関とともに作業工程表を作成する。
- ⑥ 「パ」国の投資環境整備・改善に向け、第1次現地業務時の調査・分析ならびに第2次、第3次現地業務時に実施した第三国視察ミッションを通じて把握された各々の課題について、C/P 機関及び関係機関とともに解決に向けた実施体制を確立し、役割分担を明確にした実行スケジュールを確定したうえで C/P 機関とともに活動を実施する。SEZ 内におけるインフラ環境の整備・改善においては、C/P 機関が改善に向けた行動計画を策定するための課題別期限付きタスクフォースを C/P 機関内に組織し、運営するための支援を行う。こうした活動を通じて日本企業をはじめ FDI による SEZ 活用の容易化、事業ライセンスの取得、投資インセンティブを享受するための申請時の承認プロセスの迅速化を図るとともに、SEZ 内のインフラサービスの改善、インセンティブ提供上の障害とされている関係法規間の齟齬の是正等に C/P 機関及び州政府投資庁等関係機関が連携して取り組むことにより、各種の FDI 誘致施策が迅速且つ制度通りに実施、提供される体制の構築を支援する。
- ⑦ 上記の行動計画の実施にあたり、必要に応じて C/P 機関とともに財務省及び歳入庁等の機関と協議し、一元的 OSS 提供体制の構築ならびに投資インセンティブにおける法的確実性の確保を含む SEZ の円滑な運営のために必要となる法規、行政手続き等の改善・整備を働きかける。
- ⑧ 第1次、第2次現地派遣時の活動を通じて把握した投資環境上の課題および当該課題の解決に向けた C/P 機関及び関係機関における行動計画と進捗状況ならびに上記5にて計画する本邦ビジネスミッションの概要を、現地日

本商工会（イスラマバード、ラホール、カラチ）会員企業を対象にオンラインセミナーにより情報提供を行う。

- ⑨ 「パ」国が掲げる優先セクター（繊維、食品・農産品、情報通信、自動車、物流）を中心に、セクター別、品目別に 市場規模、競合企業の有無・概要、当該分野における投資インセンティブの有無・内容等、ビジネスポテンシャルを見える化するための市場調査を実施する。本件調査・分析においては、JICA パキスタン事務所と協議のうえで必要に応じて、JICA パキスタン事務所が管理する在外事業強化費を用いた現地業者への委託調査（マーケティング戦略系コンサルタント等への委託を想定）を行う。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑪ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(7) 第3次国内作業期間（2023年7月下旬）

- ① 上記の業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
- ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。

(8) 第4次現地派遣期間（2023年9月上旬～2023年12月上旬）

- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
- ② 第2次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
- ③ 第2次、第3次現地業務時に立案したパキスタンから日本へのビジネスミッションを実施する。本アドバイザーはこれに同行し、視察、懇談先として想定する日本国政府機関、JICA 本部、日本商工会議所、ジェットロとの面談、さらに展示会等に出展して FDI 誘致活動を実施する場合は当該会場に常駐しながら本ミッションの目的がより効果的に達成されるよう一連の行程の管理・運営を行う。帰国後は、C/P 機関による本ミッションの成果、課題の整理、関係機関への報告等の実施を支援する。
- ④ 第3次現地調査で実施した市場調査の結果も踏まえ、「パ」国が掲げる優先セクターにおいて複数の投資プロジェクトが新たに検討、計画されるよう C/P 機関に対し政策助言を行うとともに、当該 FDI への各種情報提供に努める。その際、日本をはじめ「パ」国が FDI を期待する国からの投資誘致

に取り組むにあたり、FDI と「パ」国企業とのビジネスマッチングの創出に資する情報提供ポータルサイト等の開発にかかる支援を行う。

- ⑤ 対「パ」国 FDI 投資をプロモーションするための施策(例:「パ」国が FDI を期待する国の FDI との定期的な対話や FDI ビジネスミッションの企画・受け入れ、投資セミナー、プロモーションツールの制作等)を C/P 機関とともに検討、実施する。広報戦略の策定に当たってはアジア地域(バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、タイ等)の他国投資促進機関が行った広報戦略の事例を参考にするとともに、第 3 次現地業務時に実施した市場調査の結果を最大限活用して FDI 向けパンフレットの作成や投資相談ホットラインの開設(日本語を含む多言語による)、C/P 機関ウェブサイトの充実(日本語訳を含む)、広報ビデオの作成等について C/P 機関に対し助言及び支援を行なう。なお、本事項に係る広報媒体の作成に当たっては、JICA パキスタン事務所と協議のうえで必要に応じて、JICA パキスタン事務所が管理する在外事業強化費を用いた現地業者への委託(マーケティング戦略系広告制作会社等への委託を想定)を行う。
- ⑥ 日本パキスタン両国間のビジネス・投資マッチングを目的とした、日本から「パ」国へのビジネスミッションを企画する。時期・内容・参加者等を検討し、募集方法等を含め、ジェトロ、日本商工会、日本商工会議所はじめ日本側関係者と協議・調整の上で素案を作成する。時期は第 5 次現地業務期間中を想定するが、「パ」国におけるイベントスケジュール等も勘案の上で計画、提案すること。同ミッション参加者の渡航・滞在費、現地での武装警護付き車両借上げの交通費、通訳費は原則 JICA 負担とすることを想定する(上限人数あり)。本ミッション実施時には、「パ」国連邦及び各州の FDI 誘致における投資インセンティブに関する情報提供(セクター別)および、これまでの現地業務を通じて把握した投資環境上の課題および当該課題の解決に向けた C/P 機関及び関係機関における行動計画と進捗状況を参加者に説明する。シンド州やパンジャブ州に設置されている SEZ の視察、またジェトロや日本商工会、日本商工会議所等、本ミッションに関係する日本側機関の希望があれば参加者の事業領域との接点のあるセクターに属する「パ」国企業とのビジネス交流会も企画する。
- ⑦ 日本をはじめ「パ」国が FDI を期待する国からの投資誘致に取り組むにあたり、FDI と「パ」国企業とのビジネスマッチングの創出に資する、「パ」国企業の信用情報を含む情報提供ポータルサイト等の開発にかかる支援を行う。
- ⑧ JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で投資環境整備分野における次期協力案件を検討し、「パ」国政府省庁・機関等に対する提言を行う。これに基づき、「パ」国政府省庁・機関等に対して要請書の作成・提出にかかる助

- 言・支援を行う。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑩ JICA パキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (9) 第 4 次国内作業期間（2023 年 12 月中旬）
- ① 上記の業務結果を踏まえ、「パ」国向け投資に関心を有する国内の関連企業・団体等とメール等を通じて情報交換を行う。
  - ② JICA 南アジア部に業務の進捗状況を報告する。
- (10) 第 5 次現地派遣期間（2024 年 4 月下旬～2024 年 7 月下旬）
- ① 提出済みの業務計画書に修正の必要があれば修正の上、JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に提出し、承認を得る。
  - ② 第 4 次国内作業期間の活動内容を JICA パキスタン事務所及び C/P 機関に報告する。
  - ③ 第 4 次現地業務時に立案した日本から「パ」国へのビジネスミッションを準備、実施するとともに、本ビジネスミッションを受けて、ビジネス・投資マッチング候補案件のフォローアップを行う。
  - ④ FDI 誘致に係る将来の政策の枠組みやセクター毎の研究を推進するための組織機構として C/P 機関内にリサーチ部門を設立するための手順書の作成を支援する。
  - ⑤ 現地派遣期間の活動を総括するとともに、対「パ」国投資促進のために C/P 機関及び関係省庁が実施すべき事項を提言として取り纏め、C/P 機関職員の能力向上ならびに「パ」国関係省庁の啓発を目的とした投資環境整備に係るセミナーを実施する。実施に当たっては、他のアジア諸国における OSS 提供体制、SEZ の運営、FDI に対するインセンティブ、FDI 誘致のための広報戦略、当該国への FDI 進出後の経営状況、満足度、拡張投資の意向等の事例紹介、ならびに「パ」国既進出企業およびビジネスミッション参加企業へのヒアリング、アンケート結果に基づく対「パ」国投資に対する日本企業はじめ FDI の将来見通しについての分析等を踏まえ、現状改善の必要性を具体的に訴求するプレゼンテーションとなるよう C/P 職員とともに工夫を行うよう留意すること。（期間は約 2 日間、場所はイスラマバード及びカラチを想定している。）
  - ⑥ 投資環境整備分野における次期協力案件につき、2024 年度中に要請または

採択が完了していないようであれば、2025 年度中の要請及びまたは採択に向けて、JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で、「パ」国政府省庁・機関等に対する助言・支援や、JICA・日本政府による要請案件の検討に資するための情報収集・提供を行う。

- ⑦ 第 5 次現地業務完了に際し、第 5 次業務結果報告書（第 4 次国内業務及び第 5 次現地業務が対象、英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA パキスタン事務所に第 5 次業務結果報告書（和文・英文）を提出し、業務結果を報告する。

(11) 帰国後整理期間（2024 年 8 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各1部）和文2部（JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部へ各1部）

ただし、第5次現地業務結果報告書（和文）は(3)専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2024年8月9日(金)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati>

[on.html](#)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本→カタール→イスラマバード→カタール→日本を標準とします。コロナ禍により欠航便がある等の場合は、見積時点で現実的な航路にて見積ってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、必要に応じ臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 任国内航空賃
- ・ 消耗品費
- ・ 通信運搬費
- ・ 資料作成費
- ・ セミナー・ワークショップ等開催費

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月及び渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の通りそれぞれ 13 人月及び5回を上限とします。また、派遣期間については、各年の断食月（ラマザン）及びイード休暇（断食明け及び犠牲祭の2回）やその他の宗教行事・公休日を勘案の上で提案してください。パキスタン政府における新型コロナウイルスへの水際対策として現在、同政府が指定する携帯アプリ「Pass Track」のインストールと必要情報の入力、必要回数のコロナ・ワクチンを接種したことを証明する文書（英文）の携行を条件に原

則、現地到着後隔離なく入国が認められています。ただし、入国者に対しランダムに抗原検査が行われており、同検査の対象となり陽性判定がなされた際は自宅等での10日間の自己隔離が必要となります。仮に自己隔離となった場合は、滞在先からの遠隔での業務を認めます。

なお、パキスタン政府によるコロナ感染拡大防止措置については突然発表されるため、渡航の際は最新情報の入手に努めてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：連邦投資庁内における執務スペース提供  
(ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構南アジア部南アジア第二課

(mail: [4rtd2@jica.go.jp](mailto:4rtd2@jica.go.jp)) にて配布します。

- ・投資環境整備アドバイザーⅢ 業務完了報告書(貿易投資促進支援業務報告書(JICA、2017年9月~2021年2月))
- ・パキスタン投資環境整備セクタープログラム形成にかかる情報収集\_確認調査ファイナルレポート(JICA、2020年12月)
- ・投資環境整備アドバイザーⅡ(第2年次派遣)業務完了報告書(JICA、2015年1月-2016年3月)
- ・投資環境整備アドバイザーⅡ(第1年次派遣)業務完了報告書(JICA、2013年9月-2014年9月)
- ・Doing Business 2020(世界銀行)
- ・BOI investment promotion strategy, FY20-24(パキスタン国連邦投資庁)

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サ

サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）  
イ）提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）安全管理

- ① パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。必要経費については、臨時会計役として委嘱される通信運搬費から支出可能。
- ② 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて在カラチ日本国総領事館、JICAパキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- ③ 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④ 宿舎及びレンタカーについてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテル・レンタカー会社を利用すること。

（4）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。



なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっており、これについてはJICA事務所が手配・便宜供与を行います。

ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輻に同乗させる。

イ) 使用する車輻は全てランドクルーザー・タイプのものとする。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上